別表六(一)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　(7)　((6)≧0.01又は0.005)又は((1)=(2)=０)」を「「(4)≧10億円かつ(5)≧1,000人の場合において、(14)＞０のとき　又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　(7)　((6)≧0.01又は0.005)又は((1)=(2)=０)」」に改め、同第四号中「「(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合において、(13)＞０のとき　又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　(6)　((5)≧0.01又は0.005)又は((3)=(4)=０)」」を「「(4)≧10億円かつ(5)≧1,000人の場合において、(14)＞０のとき　又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき　(7)　((6)≧0.01又は0.005)又は((1)=(2)=０)」」に改め、同第六号中「「対象年度の基準所得等金額　((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の三「５」－「11」))×対象年度の月数／基準事業年度の月数　(マイナスの場合は０)」」を「「対象年度の基準所得等金額　((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の三「５」－「11」))×対象年度の月数／基準事業年度の月数　(マイナスの場合は０)　(13)」」に改め、同第五号中「「前事業年度等の基準所得等金額の合計額　((前事業年度等の月数調整前の(13))の合計)　(14)　(マイナスの場合は０)」」を「「前事業年度の基準所得等金額の合計額　((前事業年度の月数調整前の(12))の合計)　(13)　(マイナスの場合は０)」」に改め、同号㋑中「別表六(七)「13」」を「別表六(七)「12」」に、「「前事業年度等の月数調整前の(13)」」を「「前事業年度の月数調整前の(12)」」に改め、同号㋺中「「月数調整前の(13)」とあるのは、「(別表四の二付表「55の①」－「34の①」－「44の①」－「47の①」)」」を「当該連結事業年度における法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表四の二付表「55の①」の金額から同表「34の①」、「44の①」及び「47の①」の金額の合計額を減算した金額を「前事業年度の月数調整前の(12)」の金額」に改め、同第七号㋑から㋩までを次のように改める。

(1)　当該事業年度の月数と、「事業年度等　(15)」の「前事業年度　②」の月数とが同じ場合　「(15)」から「(21)」までの「前一年事業年度特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等　(15)」の「前事業年度　②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合　「(16)」から「(21)」までの「前事業年度　②」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等　(15)」の「前事業年度　②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合　「(15)」から「(21)」までの「前一年事業年度特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額(19)又は(19)×(20)　継続雇用者比較給与等支給額(21)」の「前事業年度　②」の欄には「差引(16)－(17)＋(18)　(19)」の「前事業年度　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

別表六(一)の記載要領等第七号中「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(17)」」を「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(16)」」に改める。

別表六(二)の表中「対象年度の基準通算所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)－(別表四「38の①」のうち非適格合併分)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の三「５」－「11」＋「15」))×基準事業年度の月数」を「対象年度の基準通算所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)－(別表四「38の①」のうち非適格合併分)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」＋「15」))×基準事業年度の月数」に改め、同表の記載要領等第四号中「「対象年度の基準通算所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)－(別表四「38の①」のうち非適格合併分)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の三「５」－「11」＋「15」))×基準事業年度の月数／基準事業年度の月数」を「「対象年度の基準通算所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)－(別表四「38の①」のうち非適格合併分)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」＋「15」))×基準事業年度の月数／基準事業年度の月数　(9)」」に改め、同第五号㋺中「「月数調整前の(9)」とあるのは、「(別表四の二付表「55の①」－「34の①」－「44の①」－「47の①」)」」を「当該連結事業年度における法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表四の二付表「55の①」の金額から同表「34の①」、「44の①」及び「47の①」の金額の合計額を減算した金額を「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額」に改める。

別表六(三)の表を次のように改める。